

山梨県国民保護協議会運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、山梨県国民保護協議会条例（平成17年山梨県条例第5号）第7条の規定に基づき、山梨県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の代理出席等）

第2条 やむを得ない理由により協議会を欠席する委員は、あらかじめ書面により会長に通知した上で、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、委員と同様に協議会において発言し、議決に参加することができる。

3 代理人を出席させることができない委員は、会長を通じて、当該協議会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

（異動の報告）

第3条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない

（会議の招集）

第4条 協議会を招集するときは、協議会の日時、会場及び議題を定め、開催の日の10日前までに委員に通知しなければならない。

（幹事会）

第5条 協議会の所掌事務を補佐するために山梨県国民保護協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会は、会長が招集し、その議長は互選とする。

（事務局）

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を山梨県総務部消防防災課に置く。

2 事務局に局長、次長、局員を置く。

3 局長は、消防防災課長をもって充てる。

4 次長は、消防防災課総括課長補佐をもって充てる。

5 局員は、局長が指名する。

(記録)

第7条 事務局長は、次の各号に定める事項を記載した記録を作成し、保管する。

(1) 会議の開催日時と会場

(2) 出席者の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 会議の経過

(5) 議決事項

(6) その他参考事項

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。